

広島市告示第124号  
令和7年3月14日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

| 名 称                | 所 在 地                  | 指定年月日     | 指定有効期限     |
|--------------------|------------------------|-----------|------------|
| 広島八丁堀内科・胃腸内視鏡クリニック | 広島市中区八丁堀11-19坪井第2ビル3階  | 令和7年3月1日  | 令和13年2月28日 |
| 腎泌尿器 青空クリニック       | 広島市中区八丁堀1-12マスク八丁堀ビル8階 | 令和7年3月1日  | 令和13年2月28日 |
| 吉田医院               | 広島市中区江波二本松一丁目13-20     | 令和7年2月5日  | 令和13年2月4日  |
| みょうじん薬局            | 広島市西区井口明神一丁目15-21      | 令和7年2月10日 | 令和13年2月9日  |
| サンリ薬局              | 広島市佐伯区八幡一丁目22-10       | 令和7年2月1日  | 令和13年1月31日 |